

令和元年度 指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート

事業種別【 生活介護 共生型生活介護 】

運営編

自己点検シートについて

- ◎ このシートは… 事業所運営が適正に行えているかどうかを
各事業所が自主的に点検するためのシートです。
- ◎ 点検時期は… 点検日の前月1か月間の状況を点検します。点
検は毎年実施してください。
例：点検日が8/1の場合は前月7/1～7/31の状況を点検。
(新規指定事業所は、指定を受けた月の翌月1か月間の状況を
点検します。)
- ◎ 点検の方法は… 各点検項目について、○ 又は ×を記入します。
事業所対象外(又は事例なし)の場合は、斜線を引きます。
- ◎ 点検後の処理… 点検項目は指定基準に準じています。
× を記した項目は、基準等の違反となります。
基準を確認し、適正に運営してください。
- ◎ シートの保管は… 次年度の点検実施時まで保管してください。
市の指示があった場合は、提出してください。

指定日	平成 28 年 8 月 1 日
点検日	令和 2 年 1 月 30 日

点検者	管理者 中山 珠 美
-----	------------

※ 原則、管理者が点検者です。

事業所概要

事業所番号	1 4 1 5 0 0 1 0 9 6
事業所名称	(フリガナ) リョウヨウツウショカイゴマコト 療養通所介護まこと
事業所所在地	〒211010802 川崎市川崎区大師駅前1-2-9

凡例 法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条例＝川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

一般原則

(条例第4条)

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しているか。 | ○ |
| 2 | 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めているか。 | ○ |
| 3 | 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めているか。 | ○ |

基本方針

(条例第79条 共生型 準用)

- | | | |
|---|---|---|
| 4 | 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | ○ |
|---|---|---|

従業者の員数 * 共生型を除く

(条例第80条)

* 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が共生型生活介護を行う場合、共生型サービスの利用者を含む全ての利用児者の合計数に対して、障害児通所支援事業所の基準上必要な職員を配置することに留意。

* 通所介護等の事業所が共生型生活介護を行う場合、共生型サービスの利用者を含む全ての利用者の合計数に対して、通所介護等の基準上必要な職員を配置することに留意。

(条例第95条の2(1))

* 医師

- | | | |
|---|---|---|
| 5 | 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要な数となっているか。(嘱託医でも差し支えない。) | ○ |
|---|---|---|
- ※ 看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り医師を配置しない取扱いとすることができる。(医師未配置減算あり)

* 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数

- | | | |
|---|--|--|
| 6 | 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に示した平均障害支援区分に応じ、算定した数となっているか。 ※小数点第2位以下は四捨五入 | |
|---|--|--|

平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

貴事業所の平均障害支援区分は、いくつですか。

→ 6

平均障害支援区分及び上記の基準により職員数を算定してください。

→ 3 人

貴事業所の上記職員総数は、何人ですか。

→ 16 人

* 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 7 | 指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 | ○ |
|---|--------------------------|---|

* 理学療法士又は作業療法士

8	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。	☒
---	--	----------------------------------

* 生活支援員

9	指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。	☒
---	--------------------------	----------------------------------

10	1人以上は、常勤となっているか。	☒
----	------------------	----------------------------------

11	これら従業者は、原則として専従となっているか。	☒
----	-------------------------	----------------------------------

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、同事業所の他職務に従事することができる。この場合、他職務に係る勤務時間を従業者の常勤換算に算入しない。

* 共生型生活介護事業所の場合のみ

(条例第95条の2(2)、条例第95条の3(2)、条例第95条の4(5))

共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。

☐

* サービス管理責任者

12	指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数となっているか。	☒
----	---	----------------------------------

利用者の数(前年度の平均値)が60以下 1以上

☒

利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

☒

13	1人以上は常勤であるか。	☒
----	--------------	----------------------------------

14	原則として専従となっているか。	☒
----	-----------------	----------------------------------

サービス管理責任者の氏名

志賀綾子

雇用形態

常勤

☒

その他

☐

職務

専従

☐

兼務

☒

具体的に

看護師 (多機能型の特例)

15	利用者数は前年度の平均値としているか。(新規に指定を受ける場合は、推定数(定員の90%)による。)	☒
----	---	----------------------------------

年間利用者延べ人数

495人

利用者数

1日の利用者数は4名です
4 × 244 = 976

開所日数

244日

6人

貴事業所の看護職員の人数は何人ですか。

6人

貴事業所の理学療法士又は作業療法士の人数は何人ですか。	→	3人
貴事業所の生活支援員の人数は何人ですか。	→	4人
貴事業所のサービス管理責任者の人数は何人ですか。	→	2人

(条例第81条 共生型 準用)

*** 従たる事業所を設置する場合の特例**

16	主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。	☐
----	---	-----------------------

勤務形態一覧表を、月毎に整備してください。
市の指示があった場合は、指定された期間の勤務形態一覧表を提出してください。 → 添付

管理者

(条例第82条 (準用 第52条) 共生型 準用)

*** 兼務無の場合**

17	指定生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	☐
----	--	--------------------------

*** 兼務有の場合**

18	当該事業所の管理業務に支障がないので、他の職務を兼ねているか。	☐
----	---------------------------------	-----------------------

当該指定生活介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事しているか。 当該指定生活介護事業所以外の他の障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定生活介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合であるか。	☐ ☐
--	--

管理者氏名	→	中山珠美	兼務有無	有	☐	無
兼務している職種	→	併設の訪問看護ステーション管理者				
兼務している当該他事業所又は施設名	→	川崎大師訪問看護ステーション				
兼務先の勤務時間数	→	週 18 時間				

設備 * 共生型を除く

(条例第83条)

19	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。	☐
----	---	-----------------------

訓練・作業室	
訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。	☐
訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	☐
相談室	
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等が設けられているか。	☐
* 利用者の支援に支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。	
洗面所及び便所	
洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものであるか。	☐

20	上記設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供しているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	☐
----	--	-----------------------

* 指定通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者が共生型生活介護を行う場合
(条例第95条の3(1))

21	指定通所介護等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者と共生型生活介護の利用者の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上となっているか。	☐
----	---	-----------------------

* 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型生活介護を行う場合
(条例第95条の4(3))

22	居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。	☐
----	----------------------------------	--------------------------

内容及び手続の説明及び同意

(条例第95条(準用 第10条) 共生型 準用)

23	支給決定障害者等が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定生活介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	☐
----	--	-----------------------

24	契約書、重要事項説明書は2部作成し、署名、押印の上、1部を事業所で保管しているか。	☐
----	---	-----------------------

契約支給量の報告等

(条例第95条(準用 第11条) 共生型 準用)

25	指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載しているか。	☐
----	---	-----------------------

26	契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等に係る支給量を超えていないか。	☐
----	-------------------------------------	-----------------------

27	当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載しているか。	☐
----	---	-----------------------

28	受給者証記載事項に変更があった場合においても、上記(23～25)に沿って行っているか。	☐
----	---	-----------------------

提供拒否の禁止

(条例第95条(準用 第12条) 共生型 準用)

29	次に記載する正当な理由がなく、指定生活介護の提供を拒んでいないか。	☐
----	-----------------------------------	-----------------------

正当な理由

当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合	→ 0 件
利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合	→ 0 件
運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難な場合	→ 0 件

入院治療が必要な場合

→ 0 件

連絡調整に対する協力

(条例第95条(準用 第13条) 共生型 準用)

- 30 市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整にできる限り協力しているか。

○

サービス提供困難時の対応

(条例第95条(準用 第14条) 共生型 準用)

- 31 通常の事業の実施地域等を勘案し、適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。

○

受給資格の確認

(条例第95条(準用 第15条) 共生型 準用)

- 32 指定生活介護の提供の開始に際しては、受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。

○

介護給付費の支給の申請に係る援助

(条例第95条(準用 第16条) 共生型 準用)

- 33 生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。

該当なし

- 34 生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。

該当なし

心身の状況等の把握

(条例第95条(準用 第17条) 共生型 準用)

- 35 指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

○

指定障害福祉サービス事業者等との連携等

(条例第95条(準用 第18条) 共生型 準用)

- 36 指定生活介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

○

- 37 指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

○

サービスの提供の記録

(条例第95条(準用 第20条) 共生型 準用)

- 38 指定生活介護を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。

○

利用者及び指定生活介護事業者が、その時点での指定生活介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定生活介護を提供したときには、以下の項目について記録しているか。

当該指定生活介護の提供日	☐
提供したサービスの具体的内容	☐
実績時間数	☐
利用者負担額等 全員負担額無し	☐
上記利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しているか。	☐

39	サービス提供の記録に支給決定障害者等から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。	☐
----	---	-----------------------

支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等

(条例第95条(準用 第21条) 共生型 準用)

40	指定生活介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限っているか。	☐
----	---	-----------------------

41	指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であるか。	なし
----	---	----

42	利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ているか。	☐
----	--	-----------------------

利用者負担額等の受領

(条例第84条 共生型 準用)

43	指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。	該当なし
----	--	------

44	法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	該当なし
----	---	------

45	指定生活介護として提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを支給決定障害者から受けているか。	☐
----	---	-----------------------

受領可能な費用の範囲

食事の提供に要する費用	☐
創作的活動に係る材料費	該当なし
日用品費	☐
指定生活介護として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められる次のもの →「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日障発第1206002号参照)」	☐
利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なもの(歯ブラシや化粧品等)を事業者又は施設が提供する場合に係る費用	☐

利用者の希望によって教養娯楽等として日常生活に必要なもの(クラブ活動・行事における材料費等)を事業者又は施設が提供する場合に係る費用

該当
なし

利用者の希望によって送迎を提供する場合に係る費用(送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。)

該当
なし

* お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といった、介護給付費又は訓練等給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められない。

「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」平成18年12月6日障発第1206002号

46 当該費用の受領に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しているか。

○

47 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容、費用について説明を行い、同意を得ているか。

○

利用者負担額に係る管理

(条例第95条(準用 第23条) 共生型 準用)

48 支給決定障害者等が同一月に指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定し、市町村に報告するとともに、利用者及び他のサービスを提供した事業者等に通知しているか。

該当
なし

介護給付費の額に係る通知等

(条例第95条(準用 第24条) 共生型 準用)

49 法定代理受領により市町村から介護給付費の支払を受けた場合には、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額を通知しているか。

○

50 法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記録したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。

該当
なし

介護

(条例第85条 共生型 準用)

51 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。

○

52 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行っているか。

○

53 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。

○

54 利用者に対して、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。

○

55 事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。

○



適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合（複数の指定生活介護の単位を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。）は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員等の配置を行っているか。

○

56 利用者に対して利用者の負担により、指定生活介護事業所の従業者以外の者に介護させていないか。

○

生産活動

（条例第86条 共生型 準用）

57 生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行っているか。

該当
なし

地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。

該当
なし

生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。

該当
なし

生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。

該当
なし

防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。

該当
なし

工賃

（条例第87条 共生型 準用）

58 生産活動に従事している利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。

食事

（条例第88条 共生型 準用）

59 あらかじめ、利用者に対して食事の提供の有無を説明しているか。

○

60 食事の提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、同意を得ているか。

○

61 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。

○

62 あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。

該当
なし

63 食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。

該当
なし

健康管理

（条例第89条 共生型 準用）

64 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。

○

支給決定障害者に関する市町村への通知

(条例第90条 共生型 準用)

65	指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	該当なし
	正当な理由なく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと見込まれるとき。 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	該当なし 該当なし

運営規程

(条例第91条 共生型 準用)

66	事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。	○
	重要事項 事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 利用定員 同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうもの。複数の指定生活介護の単位が設置されている場合は、指定生活介護の単位ごとに利用定員を定めているか。 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 通常の事業の実施地域 障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては送迎を実施するなどの配慮をしているか。 サービスの利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項	○ ○ ○ ○ 該当なし ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

衛生管理等

(条例第92条 共生型 準用)

67	利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	○
----	---	---

68	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。	○
必要な措置 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途発出されている通知等※に基づき、適切な措置を講じているか。 ※ ・社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について (平成15年7月25日付け社援基発第0725001号) ・社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について (平成15年10月28日付け社会・援護局福祉基盤課事務連絡) ・社会福祉施設等における結核感染の予防について (平成11年10月15日付け社援施第40号) ・社会福祉施設等における衛生管理の徹底について (平成15年12月12日付け社援基発第1212001号) ・社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について (平成8年7月19日付け社援施第116号)		
	空調設備等により事業所内の適温の確保に努めているか。	○

協力医療機関

(条例第93条 共生型 準用)

69	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	○
----	---------------------------------------	---

掲示

(条例第94条 共生型 準用)

70	事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要事項を掲示しているか。	○
----	---	---

緊急時等の対応

(条例第95条(準用 第29条) 共生型 準用)

71	従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認められる場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	○
----	---	---

秘密保持等

(条例第95条(準用 第37条) 共生型 準用)

72	事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。	○
73	従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	○

従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じているか。

○

74 他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するとき、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。

○

* この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

情報の提供等

(条例第95条(準用 第38条) 共生型 準用)

75 指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。

○

76 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。

該当
なし

利益供与等の禁止

(条例第95条(準用 第39条) 共生型 準用)

77 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

○

78 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれら従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。

○

苦情への対応等

(条例第95条(準用 第40条) 共生型 準用)

79 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。

○

必要な措置

相談窓口の設置

○

苦情解決の体制整備

○

苦情解決の手順整備

○

* 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

80 当該苦情(指定生活介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録しているか。

○

81 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。

○

82 提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う実地指導及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。

該当
なし

83	提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う実地指導及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	該当なし
84	知事又は市町村若しくは市町村長から求めがあった場合には、上記の改善の内容を知事又は市町村若しくは市町村長に報告しているか。	該当なし
85	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	該当なし

事故発生時の対応

(条例第95条(準用 第41条) 共生型 準用)

86	利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じているか。 ※ 市への事故報告については、「障害福祉サービスかながわ」に手順等、掲示されています。【参照先⇒障害福祉サービスかながわ＞書式ライブラリ＞3. 川崎市からのお知らせ＞10. 各種様式(請求、事故報告関連)＞イ 様式Ⅰ	○
87	利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	○
88	利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	該当なし
89	次の点に留意しているか。	○

留意事項

事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めているか。	○
賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しているか。	○
事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	○

* 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)を参照。

会計の区分

(条例第95条(準用 第42条) 共生型 準用)

90	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	○
----	---	---

指定生活介護の取扱方針

(条例第95条(準用 第59条) 共生型 準用)

91	生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その利用者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	○
92	指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項(指定生活介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等)について、理解しやすいように説明を行っているか。	○

93	提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	☐
----	-----------------------------------	-----------------------

生活介護計画の作成等
(条例第95条(準用 第60条) 共生型 準用)

94	サービス管理責任者に生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	☐
----	-------------------------------------	-----------------------

95	サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しているか。	☐
----	---	-----------------------

↓

アセスメントの内容		
利用者の有する能力の評価		☐
置かれている環境の評価		☐
日常生活全般の状況の評価		☐
利用者の希望する生活の評価		☐
課題等の把握		☐

96	アセスメントに当たっては、サービス管理責任者が、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	☐
----	---	-----------------------

97	サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、生活介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携についても、生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。	☐
----	--	-----------------------

↓

計画記載事項		
利用者及びその家族の生活に対する意向		☐
総合的な支援の方針		☐
生活全般の質を向上させるための課題		☐
指定生活介護の目標及びその達成時期		☐
指定生活介護を提供する上での留意事項等		☐

98	サービス管理責任者は、利用者に対するサービス提供に当たる担当者等を招集して、生活介護計画の作成に係る会議を開催し、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。	☐
----	---	-----------------------

99	サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	☐
----	---	-----------------------

100	サービス管理責任者は、生活介護計画を作成したときには、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。	☐
-----	--	-----------------------

101	サービス管理責任者は、生活介護計画を作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。	☐
-----	--	-----------------------

102	サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及び家族との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。	☐
-----	---	-----------------------

↓
モニタリング注意点

定期的にご利用者に面接しているか。	☐
定期的にモニタリングを行い、その結果を記録しているか。	☐

103	生活介護計画を変更する場合にも上記の手順で行っているか。	☐
-----	------------------------------	-----------------------

サービス管理責任者の責務

(条例第95条(準用 第61条) 共生型 準用)

104	サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほかに、次に掲げる業務を行っているか。	☐
-----	---	-----------------------

↓
サービス管理責任者の計画作成以外の業務

利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。	☐
利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用申込者に対し、必要な支援を行っているか。	☐
他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。	☐

相談及び援助

(条例第95条(準用 第62条) 共生型 準用)

105	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	☐
-----	---	-----------------------

管理者の責務

(条例第95条(準用 第68条) 共生型 準用)

106	管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	☐
-----	-----------------------------------	-----------------------

107	管理者は、従業者に基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	☐
-----	---	-----------------------

勤務体制の確保等

(条例第95条(準用 第70条) 共生型 準用)

108	利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。	○
	原則として月ごとの勤務表を作成しているか。	○
	従業員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	○
109	指定生活介護事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定生活介護を提供しているか。	○
	※ ただし、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことは問題ない。	
110	従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	○

定員の遵守

(条例第95条(準用 第71条) 共生型 準用)

* 定員は、共生型サービス利用者を含む全ての利用者の合計数で考えることに留意
(平成30年3月30日 平成30年度指定障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問3)

111	利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。 (災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く)	○
	次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である。	該当なし
	(利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合) 1日当たりの利用者の数(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数)が、利用定員(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員)に150%を乗じて得た数以下となっているか。	該当なし
	(利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合) 1日当たりの利用者の数(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数)が、利用定員(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員)から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっているか。	該当なし
	過去3月間の利用者(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数)の延べ数が、利用定員(複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員)に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっているか。 ※定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっているか。	該当なし
	* 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型生活介護を行う場合 (条例第95条の4(1))	
112	登録定員(小規模多機能型居宅介護事業所等と共生型サービスの登録者の合算)については、29人(サテライト型の場合は18人)以下としているか。	該当なし

* 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型生活介護を行う場合
(条例第95条の4(2))

113	通いサービスの利用定員(小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数と共生型の通いサービスの利用児者の数の合算)については、登録定員の2分の1から15人までの範囲内としているか。なお、登録定員が25人を超える場合は、次の表(サテライト型においては12人)に記載する範囲内としているか。	該当 なし
-----	--	----------

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

非常災害対策

(条例第95条(準用 第72条) 共生型 準用)

114	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	☐
-----	--	-----------------------

(消火設備その他の非常災害に際して必要な設備)
消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それら設備を確実に設置しているか。

☐

(非常災害に関する具体的な計画)
消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせているか。

☐

(関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備)
火災等の災害時に、地域への消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを整備しているか。

☐

115	非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	☐
-----	--	-----------------------

避難訓練の記録を整備しているか。

☐

身体的拘束等の禁止

(条例第95条(準用 第75条) 共生型 準用)

116	指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。	☐
-----	--	-----------------------

117	やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	☐
-----	---	-----------------------

地域との連携

(条例第95条(準用 第76条) 共生型 準用)

118	事業の運営に当たっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	☐
-----	--	-----------------------

記録の整備

(条例第95条(準用 第77条) 共生型 準用)

119	従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	☐
-----	------------------------------	-----------------------

120	利用者に対する指定生活介護の提供に関する記録を整備し、指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。	☐
-----	--	-----------------------

生活介護の提供に関する記録

生活介護計画

サービスの提供の記録

市町村への通知に係る記録

身体的拘束等の記録

苦情の内容等の記録

事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等

(障害者総合支援法施行規則第34条の23、障害者総合支援法施行細則第2条第2項)

121	次の事項に変更があったときは、10日以内に市長に届け出ているか。	☐
-----	----------------------------------	-----------------------

届出事項

事業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号

申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名

申請者の定款、寄附行為、その登記事項証明書又は条例等

事業所の平面図(各室の用途)及び設備の概要

管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所、経歴

運営規程

協力医療機関の名称及び診療科名並びに協力医療機関との契約の内容

介護給付費の請求に関する事項

役員の氏名、生年月日、住所

該当
なし

該当
なし

該当
なし

該当
なし

該当
なし

該当
なし

該当
なし

該当
なし

該当
なし

業務管理体制の整備

(障害者総合支援法第51条の2)

122	障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は同法に基づく命令を遵守し、障害者のため忠実にその職務を遂行できるよう、業務管理体制を整備しているか。	☐
-----	---	-----------------------

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下、「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。

☐

その他

123	ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせ配信用メールアドレスを登録しているか。	☐
	1か月以内に、障害福祉情報サービスかながわ（アドレス:jiritsu.shien@rakuraku.or.jp）からメールが届いているか。	☐

以上